

広報

め、わ

6月号 2006
No.463



明和FCが親子で親睦ゲーム
(関連記事4ページ)

保健福祉センターがサポートします！

保健福祉センターは、高齢者福祉や保健事業などに関して、相談からサービス提供まで一体的に対応できるように、今年度からスタートしました。

今月号では、その業務のうち、高齢者の介護予防事業の仕組みや障害者生活支援センターについてご紹介します。

障害者生活支援センターって何？

自立支援法が成立し、平成18年4月から施行されることになりました。従来、障害の種類により受けられる福祉サービスの内容などが決められていましたが、この法律により、どの障害の人も共通の福祉サービスが受けられるように段階的に一元化されます。それに合わせて、サービスの利用者負担の仕組みも大きく変わってきます。変革期の福祉制度の内容と利用方法については次のとおりです。

【内容】

総合的な相談窓口です。障害者に関するさまざまな情報提供、専門機関の紹介などを行います。

地域包括支援センターって何？

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする中核機関です。ここでは、保健

必要な場合、ニーズの把握支援計画の作成、サービス調整などを行います。
サービス提供機関、ボランティア、相談関係機関などのネットワーク作りを進めます。

【開設日】

毎週月曜・木曜日（午前9時半～午後5時）
開設日以外に相談を希望される場合には、日程を調整し相談員が訪問します。

【連絡先】

明和町保健福祉センター
TEL 52・7127・ファクス
52・7128・電子メール
shien@town.meiwa.nie.jp
福祉サービス利用申請については明和町役場福祉課まで
TEL 52・7115・ファクス
7137



はつらつ度チェック（体力測定）にチャレンジ。（片足で何秒立ってられるかな）



はつらつ度チェックはいかがでしたか。

介護予防を重視した新たな仕組みへ

高 齢 者

現在、介護を必要としていない人

介護や支援を必要としている人

ど
う
い
う
人
が
対
象
に
な
る
の
？

生活機能低下の早期把握
主治医・民生委員・本人・家族・地域住民などによる情報提供
基本健診+生活機能評価

非該当だった人

要介護認定
介護の必要性に係る審査 + 状態の維持または、改善可能性の審査

支援や介護の不要な人

活動的な状態にある人

要介護・要支援になる恐れがある人

旧

新

要支援
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

要支援1
要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

ケ
ア
プ
ラ
ン
は
ど
こ
で
作
成
す
る
の
？

地域包括支援センター
(介護予防ケアマネジメント)

一部委託可

居宅介護支援事業所
(ケアマネジメント)

介護予防事業のプランを作成

介護予防サービスプランを作成

ケアマネージャーがケアプランを作成

ど
ん
な
サ
ー
ビ
ス
が
利
用
で
き
る
の
？

地域支援事業の介護予防事業
一般高齢者施策

- ・介護予防パンフレットの作成・配布や講演会の開催による普及・啓発
- ・ボランティアや地域活動組織の育成・支援など

(一般高齢者施策は、全ての高齢者が対象)

地域支援事業の介護予防事業
特定高齢者施策

- ・通所型介護予防事業
 - ・訪問型介護予防事業
- プログラム
「運動器の機能向上」
「栄養改善」
「口腔機能の向上」
「閉じこもり予防・支援」
「認知症予防・支援」
「うつ予防・支援」

介護保険の介護予防サービス
(新予防給付)

- ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防訪問看護
- より自立度を高めるサービスへの転換
新たなプログラム
「運動器の向上」 転倒予防・筋力向上▷
「栄養改善」 栄養相談・栄養教育▷
「口腔機能の向上」 歯磨き、飲み込みの指導

介護保険の介護サービス
(介護給付)

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・特別養護老人ホーム等の施設

できる限り自立した生活を目指します

まちの話題

体験館で菊づくり講座



いつきのみや歴史体験館の野外体験室で5月6日、菊づくり講座が開かれ28人が参加しました。

日本の伝統文化をテーマにさまざまな体験講座を企画する同館でのこの講座は初めてとのこと。10月28日のいつきのみや浪漫まつりでの展示会を目指して月1回、全5回の講座が開かれます。講師は明和町菊寿会（間宮 修さん代表）の皆さんで、この日は第1回目として同会の田中安雄さん（大淀）が、キクの種類と挿し芽の方法について講義。参加者は育苗箱にキクの芽と品種を書いたプレートを挿していただきました。次回の講座は6月3日、小鉢への鉢上げと鉢の土などについて講義の予定です。



明和FC親子で親睦ゲーム

明和FC（市野博史さん代表）が4月30日、中学校第2グラウンドで親子サッカーフェスタを開催しました。

この企画は団員らの家族を招き、親子間の親睦を図ろうと同クラブが友人らを誘い毎年開催しているもので、今回は40家族100人が参加しました。普段は裏方を務めている保護者らも、「男性チーム」「女性チーム」に別れて1試合10分間のゲームで各学年の「子どもチーム」に挑戦。運動場ではみんなの楽しそうな歓声が上がっていました。

園児らがタケノコ掘り

みどり保育所の年長組の園児9人が4月19日、タケノコ掘りをしました。

この日は、歩いて30分ほどの渡邊 毅さん（池村）に提供していただいた竹やぶへ。

到着した園児たちは、さっそく竹やぶに飛び込んでタケノコ掘りに挑戦。さすがに小さな子どもの手には負えず「先生一、手伝って一」の音があちこちに響くなか、大きな白い幼虫まで掘り当てるなど、園児たちはおおはしゃぎ。採れたタケノコはみんなで分けて家に持ち帰りました。





げんこつ飴づくり

大淀会館で4月23日、なりひら地域文化を継承する会（北村 正さん代表）主催の「なりひらわいわい塾」が、昔懐かしい“げんこつ^{あめ}飴”を作りました。今回は、町食生活改善推進協議会（北岡崇子会長）の皆さんの指導で地域子どもたちが挑戦。

初めは恐る恐る砂糖と水あめを煮詰めていた子どもたちでしたが、最後には慣れた手つきになり、はったい粉で真っ白になりながらあめの形を仕上げていました。出来上がったあめはみんなで分けて持ち帰りました。

消防団の新入団員訓練

松阪地区広域消防組合明和消防署で4月9日、町消防団の新入団員訓練が行われました。

今年の新入団員は41名。辞令交付式に続いて新田署長から団員としての心構えや火災の基礎知識などに関する講話を聞き、その後屋外で消防団幹部の指導の下、礼式訓練や消防ホースなどの器具の取り扱いを学びました。

現在、町消防団の総員は213人。地域を守る重要な役割に、新入団員は真剣な表情で訓練に取り組んでいました。



ストレッチヨガ

総合体育館柔剣道場で5月11日、ストレッチヨガ教室がありました。

この教室は、教育委員会が行う明和スポーツクラブの1つで、連続講座の第1回目。

19人の参加者は藤原由佳里さん（生涯学習健康づくり指導士）の指導で、ストレッチヨガのリラックス効果の話聞いた後、マットの上で複式呼吸法の基本やねじりのポーズ、ネコのポーズなどを教わったりし、ゆったりした音楽に合わせて体を動かしていました。

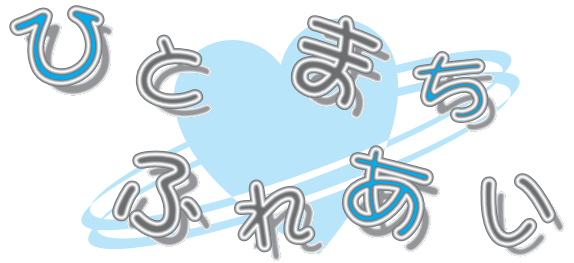
親子で輪ゴム銃づくり

市民活動サポートセンターで4月16日、きらきらプチ講座の親子で輪ゴム銃づくりが開かれました。

講師はするする会員の清水 忠さん（竹川）で竹とんぼなど昔懐かしいおもちゃを手作りしています。

参加者はそれぞれの作品が出来上がると、射撃の腕を競いあうなどして親子で楽しそうにゲームをしていました。同センターでは清水さんの作品を展示して作り方や遊び方を紹介しています。





人権課 TEL52-7116・FAX52-7133 学校教育課 TEL52-7123・FAX52-7133
町人権センター TEL・FAX55-3052 生涯学習課 TEL52-7124・FAX52-7133

あなたは人権を尊重していますか

基本的な人権とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくため、生まれながらにして持っている大切な権利」であり「人が個人として尊重され、安全で安定した生活のために欠くことのできないもの」です。

「世界人権宣言」や「日本国憲法」では、「すべての人は平等であり、また、いかなる人（国）も人権を侵害することはできない」と保障しています。

あなたはこの大切な人権を「大事にしていますか。守っていますか。」

ひと・まち・ふれあい企画

●楽しい手作り教室●

【ペーパークラフト】

色画用紙を切って、一枚の紙で立体文字や動物などを作ります。

とき 6月29日(木) 午後1時30分～3時
ところ 町人権センター
受講資格 明和町在住の人
参加費 1000円
定員 10人(先着順)
申込方法 6月19日(月)～23日(金) 午前9時～午後5時まで同センターへ

明和町子ども家庭支援ネットワーク (MCネット)

児童福祉法の改正などに伴い、児童虐待や配偶者などからの暴力の防止、早期対応などを図るため、昨年「明和町児童虐待等防止ネットワーク協議会」を立ち上げ、町民の皆さんのご理解やご協力をいただき活動してきました。今後町民の皆さんにもっと広く周知し、児童虐待だけでなく子育てに関する悩みなども気軽に相談でき、支えあう場としてさらに充実した活動となるよう要綱を改正し、組織の名称も親しみやすい「明和町子ども家庭支援ネットワーク」と改名しました。虐待などの発生を未然に防ぐためには、ネットワークを

中心として多くの機関と地域が協力・協働し、家庭へ支援を届けることが必要です。今後ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、子育ての悩みや児童虐待等気になることがありましたらお気軽に相談してください。(20ページ参考)

MC ネットって何？
M=めいわ
C=チャイルド
=カップル
のネットワークのこと

人権擁護委員を ご存じですか

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は1948年(昭和23年)にスタートし、

地域で住民の日常生活に接しながら人権思想を普及し、高めるとともに、住民の人権が侵害されないよう見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国にも例のない制度です。

明和町では5人の人権擁護委員が年4回(2月・6月・9月・12月)、人権に関する相談を受けるために特設人権相談所の開設や、街頭における啓発などの活動を行っています。

町の人権擁護委員は、次の皆さんです。
日野朝男 西岡
道代 瀧 貴代
香 渡邊幸宏
田中紀正
詳しくは、人権課へ。



人権センター 6月の講座案内

浴衣を着てみませんか

会式や花火大会に浴衣で参加してみてもいいですよ！中学生でも着られるようになりますよ！

とき 6月24日(土) 午前10時～11時30分

ところ 町人権センター

定員 10人(定員になり次第締め切り)

講師 紫織庵 森本恭子さん

持ち物 浴衣、肌着、腰ひも2本、前板、半幅帯

受講資格 明和町在住、在勤の人

申し込み 6月19日(月)～

23日(金) 午前9時～午後

5時

詳しくは、同センターへ。



無事故・無違反を達成して 海外旅行にいこう！

「無事故・無違反チャレンジ123」
の参加者を募集

123日間（7月1日～10月31日）の無事故・無違反を達成したチームの中から抽選で、すてきな賞品が当たります。今年は65歳以上の人で構成したシルバーチームも募集しています。皆さん、ぜひ参加してください。

賞品 特等＝50万円分トラベルギフト券（1チーム）▷1等＝25万円分トラベルギフト券（2チーム）▷2等＝5万円分トラベルギフト券（10チーム）▷チャレンジ賞＝1万5千円分トラベルギフト券（約30チーム）▷シルバー賞＝10万円分トラベルギフト券（別枠抽選で1チーム）

参加費 5人1チームで5,000円

チラシ・申込書配布場所 役場総務課、各警察署交通課、各地区交通安全協会、各県民センターなど

募集期間 5月8日(月)～6月30日(金)（当日消印有効）

詳しくは、三重県生活部交通安全室（TEL059-224-2410）へ。

J A多気郡農協から5月1日、青色回転灯と軽乗用車1台を町に寄贈していただきま



J A多気郡が
町へ軽乗用車を
寄贈

した。
この日、同組合は防犯活動に活用してほしいとの趣旨で、多気町や大台町にも軽乗用車を寄贈。
役場玄関前で行われた贈呈式で、中出和之組合長から目録を手渡された町長は「大変うれしい。この車を活用して、地域ぐるみで子どもを安全を守っていききたい」と話していました。
町では、現在、教育委員会や総務課の職員などが行っている、児童の下校時間に合わせた防犯パトロールに使用し地域の防犯に活用する予定です。

今月4日から 1週間は 危険物安全週間

標語

「自主点検 欠かさぬあなたに

グランプリ」

気温の高くなる夏場は、石油類の蒸気が発生しやすく、危険物による火災が起こりやすい時季です。火災を未然に防止するために、危険物の貯蔵や取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、松阪地区広域消防組合明和消防署（TEL 52・5600）へ。

シリーズ『自分の身は自分で守ろう！』

わが家・わが町から火災を追放しよう！

生活のなかに防火の習慣を

最近、明和町では火災が多発しています。幸い、負傷者は無かったものの、一瞬間違えば大惨事になるような建物火災も発生しました。自分の不注意で財産や生命を奪ってしまう火災も地震の備えと同様に、十分気をつける必要があります。

家族の会話に、時々「火災」の話題を取り上げて、防火の気持ちを確認しましょう。

「火の用心」の、べからず

（油断・無意識・無頓着の3悪追放）

台所の火 離れるべからず

寝たばこ すべからず

電気 たこ足配線すべからず

家の周辺 燃焼物を放置すべからず

子どもだけの火遊び 許すべからず

たき火 放置すべからず

火元の確認 就寝前や外出前には怠るべからず

もしも火がでたら、あわてずに次の順序で行動しましょう

早く知らせる（周りに知らせる・119番通報）

早く消す（できれば）

早く逃げる（迷わず、いさぎよく）





児童手当の手続きは 福祉課へ！

お問い合わせ先
福祉課TEL52-7115

います。

児童手当現況届の提出

児童手当を受給している人は、児童手当現況届により毎年6月1日現在の状況届け出なければなりません（今年5月に認定請求書を提出した人を除く）。

この届けは、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか（所得額が先述の所得制限限度額を超えていないかなど）を確認するためのものです。この届けを提出しないと、6月以降の児童手当が支給されなくなり、注意してください。

児童手当を受給している人は、6月30日（金）までに提出してください。なお、児童手当を受給している人には、6月中旬ごろに福祉課から現況届を送付しますが、添付書類が必要になる場合がありますので、該当すると思われる人は早目に準備してください。

法改正により、額改定認定請求の手続きが必要な人でまだ提出していない人は一緒に

提出してください。

必要な添付書類

児童手当認定請求書や児童手当現況届に必要な添付書類は、次のとおりです。

健康保険被保険者証のコピーなど

国民年金に加入している人は提出不要ですが、会社員・団体職員など厚生年金などに加入している人は、提出が必ずです。

コピーを提出する場合は、余白に勤務先名を記入して提出してください。

児童手当用所得証明

平成18年1月1日にほかの市町村に住所を置いていた人は、前住所地の市町村で「児童手当用の所得証明」の提出が必要です。

別居監護申立書・児童の属する世帯全員の住民票

支給対象児童の住所が他市町村にある場合は、「別居監護申立書」の提出が必要です。その際、支給要件児童が属する「世帯全員の住民票」も必

児童手当とは、0歳から小学校修了前までの児童（支給対象児童という）を養育している人に手当を支給し、家庭生活の安定と次世代の社会を担う児童の健全な育成を図ることを目的とした制度です。

支給要件児童が1人目や2人目の場合は、それぞれ月額5000円が、3人目以降の場合は月額1万円が、決められた月（2月・6月・10月）にその前月分まで支給されます。

ただし、児童手当認定申請書を提出しないと支給されません。また、前年（1月から5月までの月分の手当では前々年）の所得がその年の税法上の扶養人数に応じて定め

られた額（所得制限限度額）を超える場合は、支給されません。（9ページ参照）

現在、児童手当を受給しておらず、0歳から小学校修了前までの児童（平成6年4月2日以降に生まれた児童）を養育し、所得制限限度額を超えていない人は、認定請求申請をしてください（公務員は除く）。

手当の支給は、申請をした翌月分からになります。ただし、児童手当法の改正に伴う新規請求は、9月30日までに受け付けたものに限り特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。

以前に認定申請が却下になった人も、新しい年は所得額や扶養人数・新しい所得制限

額などによって審査するため、児童手当を受給できる可能性がありますので注意してください。また、国民年金に加入していて、所得制限限度額を超えていたため却下になった人が厚生年金などに加入した場合も、受給できる可能性がります。

なお、「健康保険被保険者証のコピー」や「所得証明」などの添付書類が必要になる場合がありますので、該当すると思われる人は早目に準備してください（必要な添付書類の欄を参考）。

公務員の場合

公務員は、所属庁の長に請求していただくことになって



要です。該当する人は、認定請求書や現況届を提出する際に申立書を書いていただきますので、「世帯全員の住民票」と印鑑を持参してください。

そのほかの

児童手当の関係届

児童手当の届け出には、現況届以外に次の届け出があります。該当する場合は、届出をしてください。

ほかの市町村に住所が変わったとき **受給事由消滅届**

出生などにより支給対象児童が増えたとき **額改定認定請求書**

支給対象児童が減ったとき **額改定届**

支給対象児童がいなくなったとき **受給事由消滅届**

法附則第6条給付または法附則第8条給付の受給者が退職したとき **受給事由消滅届**

受給者が公務員になったとき **受給事由消滅届**

明和町内で受給者や支給対象児童の住所が変わったとき **住所変更届**

支給対象児童の住所だけが

平成18年度所得制限限度額（4月1日改正）

扶養親族などの数	国民年金に加入されている人など	厚生年金等に入られている人
0	460万円	532万円
1	498万円	570万円
2	536万円	608万円
3	574万円	646万円
4	612万円	684万円
5	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または、老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が、老人控除対象配偶者または老人扶養親族等であるときは44万円）を加算した額。

所得額とは、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の総所得（地方税法に規定する総所得・退職所得・山林所得・譲渡所得など）から、以下の額を差し引き、さらに8万円を差し引いた額をいう。

地方税法に規定する雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除を受けた場合は、それに相当する額。

障害者控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除・老年者控除を受けた場合は、それぞれ、障害者控除1人につき27万円（特別障害者である場合は40万円）、寡婦（寡夫）控除27万円（特定の寡婦である場合は35万円）、勤労学生控除27万円、老年者控除50万円。

扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数をいいます。

ほかの市町村に変わり、養育が継続している場合 **別居監護申立書と児童の属する世帯全員の住民票**

受給者や支給対象児童の名前が変わったとき **氏名変更届**

詳しくは、福祉課（TEL 52・7115・FAX 52・7137）へ。



タクシー券の発行を高齢者にも拡大

町では社会活動促進の一環として平成14年度から重度心身障害者へ、タクシー料金助成（タクシーチケットの交付）事業を行っていましたが、今年度から高齢者も対象になりました。

チケットの交付要領は次のとおりです。

対象者 〽 のすべての



要件を満たす人
65歳以上のひとり暮らしの高齢者もしくは、高齢者のみの世帯に属する人、または重度心身障害者手帳をお持ちの人（障害者手帳の等級が低い人は対象となりま

せん）
町民税非課税世帯に属する人
施設に入所されていない人
自動車税の減免措置を受けていない人
ただし6月末までは重度心身障害者の申請については、の要件を満たす人
申込期間 随時
申請窓口 役場福祉課または保健福祉センター
詳しくは福祉課（TEL 52・7115）又は保健福祉センター（TEL 52・7127）へ。

安心して暮らせる町づくりのために

平成17年度

環境現況調査の実施結果

11地点で調査、状況変化見られず現状維持

測定地点と測定結果

5 北藤原共同倉庫
地下水
有害物質 基準値以下

6 中村公民館
地下水
有害物質 基準値以下

8 役場防災倉庫前
地下水
有害物質 基準値以下

4 斎宮小学校	
土壌	地下水
ダイオキシン類 4.3pg-TEQ/g	0.044pg-TEQ/g

2 みどり保育所
大気
ダイオキシン類 0.023pg-TEQ/m ³

11 中池村公民館
地下水
有害物質 基準値以下

1 大堀川新田		
大気	土壌	地下水
ダイオキシン類 0.050pg-TEQ/m ³	0.62pg-TEQ/g	0.048pg-TEQ/g

7 行部納願寺
地下水
有害物質 基準値以下

3 御厨野
地下水
ダイオキシン類 0.045pg-TEQ/g
有害物質 基準値以下

9 明星コミュニティーセンター前
地下水
有害物質 基準値以下

10 養村光雲寺
地下水
有害物質 基準値以下

町では、平成9年度から行っている環境現況調査を平成17年度も引き続き実施し、大気・土壌・地下水のダイオキシン類濃度などを測定検査しました。

この調査は、町の環境の現況を把握し、今後の環境保全施策の基本資料にすることを目的としています。

測定期間は、昨年4月から今年の3月。ダイオキシン類の調査地点は、大気2地点・土壌2地点、地下水については、ダイオキシン類調査と併せて10地点で環境基準項目の測定を行いました。

ダイオキシンの平均濃度は、大気0.037ピコグラム、土壌2.5ピコグラム、地下水0.046ピコグラムと、いずれも「環境基準」(右用語の解説参照)を下回る値でした。

河川水については、環境基準にほぼ適合していました。

以上のことから、平成17年度の明和町での環境の現況については、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染による著しい状況変化は見られず、現状を維持しているものと考えられます。

用語の解説

【ダイオキシン類の耐容1日摂取量】

人の体重1*₀当たり4ピコグラム(pg-TEQ/kg/日)

— 環境基準 —

大気：1立方メートル当たり0.6ピコグラム(pg-TEQ/m³)(年平均値)

土壌：1グラム当たり1000ピコグラム(pg-TEQ/g)以下

水質：1リットル当たり1ピコグラム(pg-TEQ/l)以下(年平均値)

【pg】

ピコグラムと呼び、1兆分の1グラムのこと

【TEQ】

毒性等量といい、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2、3、7、8-テトラクロロジベンゾパラオキシンに換算したものの

調査の結果

—わたしたちのまちのごみ—

37.0%が
リサイクルに

平成17年度 品目別収集量調べ

収集品目	重量 (kg)
可燃物	5,828,390
不燃物	298,870
粗大	219,350
乾電池	8,435
プラスチック類	95,220
資源瓶	146,460
ペットボトル	32,090
紙類	1,288,050
布類	62,870
缶・鉄類	182,710
アルミ	26,495
蛍光管	3,362
総重量	8,192,302

上記総重量の中には、水分量3,228,928kgを含んでいます。

品目別収集割合

収集品目	割合 (%)
可燃物	71.15
不燃物	3.65
粗大	2.68
乾電池	0.10
プラスチック類	1.16
資源瓶	1.79
ペットボトル	0.39
紙類	15.72
布類	0.77
缶・鉄類	2.23
アルミ	0.32
蛍光管	0.04

明和町での平成17年度のごみ処理総重量は上記のとおりで、リサイクル率(注)は37.0%になりました。

この中には子供会・老人会・PTAなどの各種団体により集団回収していただいた紙・布・空き缶なども含まれます。集団回収で集められた資源ごみは、紙類が611,510kg、布類が17,960kg、アルミ缶が6,585kgとなっています。

また、可燃ごみの中には、総重量の約3分の2ほどの水分が含まれています。これらは各家庭で生ごみなどの水切りを徹底することで、大幅に減量することができます。皆様のご協力をお願いします。

(注) 資源ごみ排出量 ÷ (総排出量 - 可燃ごみ水分量)

調査地点ごとの測定項目

No	調査地点	大気	土壌	地下水
1	大堀川新田(個人井戸)			
2	みどり保育所			
3	御厨野(個人井戸)			
4	斎宮小学校			
5	北藤原共同倉庫			
6	中村公民館			
7	行部納願寺			
8	役場防災倉庫前			
9	明星コミュニティーセンター前			
10	養村光雲寺			
11	中池村公民館			

注: はダイオキシン類測定地点
は地下水にかかる環境基準項目測定地点

三河川の水質

河川名	項目				備考
	PH	BOD	SS	DO	
被川	7.0	2.2	18.0	9.5	4月28日 採水日
笹笛川	7.0	3.8	69.0	7.8	4月28日
大堀川	6.7	2.8	49.0	8.2	4月28日

PH(水素イオン濃度 = 水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水)、BOD(生物化学的酸素要求量 = 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標)、SS(浮遊物質量 = 水中に浮遊している微細な固型物の量)、DO(溶存酸素 = 水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる)

7月1日から
住民票や所得証明書などの申請時に
本人確認を実施

最近全国的に、本人の知らない間に本人になりすまし、住民票などの請求がされ、証明書が悪用されるという事件が発生しています。

明和町では、個人情報保護を、虚偽の請求を未然に防止するために、7月1日から証明書の申請の際に、手続きにこられた人の本人確認を行わせていただきます。証明書の申請の際には、必ず本人確認できる書類(運転免許証など)をお持ちください。

皆様にはご負担をかけますが、ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、町民課戸籍住民係(TEL52-7114)・税務課(TEL52-7113)へ。



町民バスに乗ってみませんか！

休日検診のお知らせ

7月8日(土)

保健福祉センター (TEL 52・7127)

【胃がん検診】

とき 午前8時～10時
ところ 保健福祉センター

定員 50人
負担金 1000円
対象者 30歳以上の人

そのほか 前日の午後9時以降の飲食はしないでください。ボタンや金具付きの下着などの着用は避けてください。胃の手術を受けた人は受診できません

【乳がん検診】

とき・内容 エコー検査
午前9時30分～11時 マンモグラフィ 午後1時～2時30分

ところ 保健福祉センター
定員 50人

定員 午前・午後とも各40人

負担金 700円
対象者 20歳以上の人

そのほか バスタオルをご持参ください。授乳中の方は受診できません

【子宮がん検診】

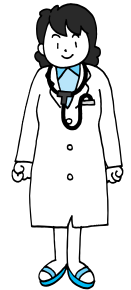
とき 午後1時～2時
ところ 保健福祉センター

定員 70人
負担金 700円
対象者 20歳以上の人

【若人健診】

とき 午前9時～11時
ところ 福祉センター2階

定員 50人



負担金 700円

対象者 20歳～39歳の人
健診内容 身長体重測定・血圧測定・血液検査(貧血・脂質・肝機能など)・心電図・骨密度検査

そのほか 事前に申し込みが必要です。空腹状態でお越しください。託児はありません

【骨粗しょう症の骨定量検査】

とき 午後1時～3時
ところ 保健福祉センター

定員 100人
負担金 200円
対象者 30歳～70歳で未検査の人

内容 手のレントゲン写真を撮り、骨密度を測定します

申し込みは、6月5日(月)から保健福祉センターへ。

スポーツ結果

レディースソフトバレーボール大会(4月9日・総合体育館・参加58チーム)

Cブロック= ONEPEACE

明和町スポーツ少年団ソフトボール大会消防団杯(4月8・9日・斎宮小学校・参加5チーム)

若竹スポーツ少年団 下御系スポーツ少年団

多気郡家庭婦人バレーボール春季大会(4月16日・総合体育館・参加9チーム)

つかさクラブ

すこやか赤ちゃん教室

とき・対象者 7月5日(水)=平成18年2月～5月生まれの人(今までに参加されたことのない人)

内容 ベビーマッサージや赤ちゃんの遊ばせ方、楽しむ育児についてなど

講師 チャイルドボディーセラピスト 中村幸美さん(助産師)

ところ 保健福祉センター

受付時間 午前9時50分までに(11時30分終了予定)

持ち物 母子健康手帳・バスタオル1枚(必要な人はお茶・果

汁・ミルクなど)

申し込み 定員15人になり次第締め切り。7月3日(月)までに保健福祉センターへ



町長サロン

古来紫の野花菖蒲が風にそよぎ、「齋王まつり」の季節となりました。昭和54年3月、「齋宮跡」が国史跡に指定されて27年経過しました。昭和58年、齋宮婦人会の有志により、歴代齋王の鎮魂のために、齋王まつりが開催され、24回目を迎えました。私も第2回より実行委員会会長として、11年間「齋王まつり」の揺籃期から成熟期に参画させていただきました。郷土発展に熱い想いを抱く有志と共に素晴らしいまつりづくりに励むことが出来たのも、人生にとって大きな糧となったと思っています。明和町総人口2万3千人を越える数万人の来町をみるに至ったことに万感の思いがします。

知事への表敬訪問も町長に就任して以来続けていますが、野呂知事より「齋宮は日本の宝であり、文化である。伊勢と深いつながりを大切にしていきたい」とのお言葉

齋王愛慕

木戸口 眞澄

を頂きました。歴史と文化と伝統を大切にしながら、この文化的遺産を次の世代に継承していかねばならないと思っています。「保存」「整備」に加えて「活用」が課題であると思っています。伊勢神宮式年遷宮へ向けて、伊勢志摩も胎動が感じられます。県も「観光局」を新設しました。「芭蕉の伊賀」「本居宣長の松阪」「熊野古道」に加えて「伊勢志摩」と県には素晴らしい観光資源があります。私たちの「齋宮跡」も無限の可能性を秘めています。時空を超えて歴代の齋王たちと邂逅出来ることは、この地に住む私たちだけに許された大きな恩恵であると思います。史跡の西側の齋宮歴史博物館、中央部のいつきのみや歴史体験館と齋王の森、さらに東側に、齋宮の宮殿復元の夢を結実することを希っています。

齋王を憶い草笛吹くことも

眞澄

明和町男女(みんな)の連絡会が会員を募集

明和町男女(みんな)の連絡会には現在15のグループが参加していますが、新たに参加していただける個人やグループを募集しています。

同連絡会は、会員相互の情報交換、視野を広げ助け合えるネットワークづくりを目指し、男女がともに支える社会の実現に向け活動をしています。皆さんも私たちと活動してみませんか。

昨年主な活動実績は次のとおりです。町長と語る会、町会議員と語る会、講演会の企画・立案・運営など。そのほか、研修会や毎月1回の定例会を開催しています。

申し込み・お問い合わせは、企画課(TEL52-7112)へ。

人のうごき

	5月の人口	4月中の異動	
総人口	23,085人	出生	8人
男	11,135人	死亡	6人
女	11,950人	転入	64人
総世帯	7,378世帯	転出	61人

各種検診など

お問い合わせ・詳しくは、保健福祉センター(TEL52-7127)へ。

MC(明和チャイルド)くらぶ
とき・対象児 6月14日(水) = 平成15年11月生まれ、7月12日(水) = 平成15年12月生まれ
ところ 保健福祉センター
受付時間 午前9時30分までに
持ち物 母子健康手帳・発達調査票

1歳6カ月児の健康診査
とき・対象児 6月9日(金) = 平成16年11月生まれ、7月7日(金) = 平成16年12月生まれ
ところ 保健福祉センター
受付時間 午後1時10分~1時30分
持ち物 母子健康手帳・健康診査票

3歳児の健康診査
とき・対象児 6月16日(金) = 平成14年11月生まれ、7月14日(金) = 平成14年12月生まれ
ところ 保健福祉センター
受付時間 午後1時10分~1時

30分
持ち物 母子健康手帳・健康診査票

育児相談
とき・対象者 6月23日(金) = 乳幼児で月齢は不問
ところ 保健福祉センター
受付時間 午前9時30分~10時30分、午後1時30分~2時30分
持ち物 母子健康手帳
申し込み 相談する人の名前(子どもの場合は生年月日)電話番号を前日までに保健福祉センターへ



明和町行財政改革プランが策定されました

町の特性を生かした、主体性を持った自主的自立的行財政運営実現のため

町では、昭和61年度から行政改革に取り組み、平成9年度には行政改革大綱を策定し、以降この大綱に基づき、各種改革を進めてきました。

しかし、急速に進む時代の潮流のなかで、住民ニーズ、社会経済情勢などは絶えず変化し、その間にも国、地方の財政は著しく悪化するとともにその役割分担が大きく変化してきました。

このような状況の下、町の特性を生かした、主体性を持った自主的自立的行財政運営実現のため、今後の事務事業を適時見直し、効率的で健全な行財政運営、分権型社会への対応、情報化の推進を基本に今後さらに行財政改革を実施していく必要があります。

そこで、平成17年1月、さらなる行財政改革を推進するため、明和町行財政改革基本方針を策定しました。

今回の行財政改革プランは、この方針に基づき、平成17年度から平成21年度までの行財政改革の取り組みを掲げたものです。

以下、主なプランの概要を紹介します。

事務事業の見直し

物件費の削減

事務処理のあり方を見直し、消耗品、光熱水費、印刷製本費、各種委託料などさらなる削減を行います。平成17年度から5年間で、約3000万円の削減を目指します。

各種補助金の見直し

各種補助金の見直しを行い、平成17年度から5年間で、約720万円の削減を目指します。

組織機構改革

町民サービスの向上と効率的な行政運営を行うための組織機構改革を、平成18年度中に検討を行い、平成19年度に実施します。

人事評価システムの検討

行政サービスの向上と組織の活性化に資するため、人事評価システムの導入を検討します。

事務事業評価システムの導入

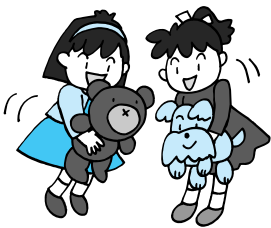
町が実施する事業について、行政活動の成果や効率性を客観的な指標を用いて評価する事務事業評価システムの導入を行います。

広域事業の見直し

広域事業について、行政効果や加入時の社会経済的背景と現状との比較を行い、存続の可否も含め、見直しを行います。

幼保一元化

国の幼保一元化による総合施設構想の実施に伴い、町の保育所、幼稚園の一元化、施



設による対象幼児の区分化を検討します。

電子自治体の推進

町民の利便性を高めるため、情報通信基盤を活用した情報の共有化や申請、届出等の電子化を進めます。



民間活力の導入

指定管理者制度の導入

公の施設の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、平成18年度から明和の里といつぎのみや歴史体験館を対象に指定管理者制度の導入を行います。また、その他の施設についても、導入について検討を進めます。

給食運営の業務委託

給食運営の一部の業務委託を検討します。



定員管理・ 給与の適正化

特別職給与の減額

平成17年度は、平成16年度
対比で、町長5パーセント、
助役、収入役、教育長の給与
を3パーセント減額しまし
た。平成18年度については、
平成16年度対比で、町長10パ
ーセント、助役、収入役5パ
ーセント、教育長3パーセン
トの給与を減額します。これ
により、平成17年度は約18
0万円が削減され、
平成18年度には約350万
円の削減となります。

議員定数の削減

議員定数を18人から14人に
削減します。平成18年度は約
560万円、平成19年度から
約1400万円の削減となり
ます。

職員数の見直し

採用計画に基づく職員数の
見直しを行い、職員定数を2
09人から198人に、約5
パーセントの純減を行いま

す。これにより平成21年度ま
での5年間の累計で、約1億
9200万円の削減となりま
す。

職員給与の見直し

職員給与については、国の
人事院勧告を尊重した給与の
見直しを行います。

管理職手当の減額

管理職手当の支給率の引き
下げを平成17年度に引き続き
行います。これにより約29
0万円の削減となります。

住居手当の減額

職員の住居手当の減額など
を行います。平成18年度から
約170万円の削減となりま
す。

通勤手当の減額

職員の通勤手当の減額など
を行います。平成18年度から
約600万円の削減となりま
す。

旅費の見直し

県外の宿泊費などを減額し
ます。平成18年度から約25万
円の削減となります。

時間外勤務の縮減

事務の合理化や簡素化、業
務連携の推進等により、引き
続き時間外勤務の縮減を図り
ます。

自主財源の確保

町税等収納率向上対策

町税等自主財源の確保や負
担の公平、公正を期するため、
納税しやすい環境を整えると
ともに、適切な納税指導や滞
納整理を行います。

企業誘致の推進

事業所の設置を推進し、雇
用機会の創設、産業振興、自
主財源の確保などを図りま
す。

町有地の処分

将来的に利用がない町有地

(普通財産)について、売却
等を行います。

各種施設使用料の見直し

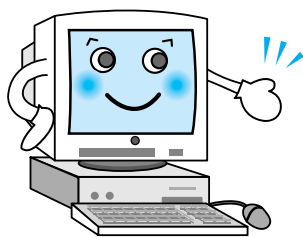
公共施設の使用料につい
て、受益と負担、事業の内容
などを考慮しながら、見直し
を行います。

各種手数料の見直し

社会情勢に照らしながら、
原価計算や受益者負担の原則
に基づき見直しを行います。

ホームページ等への企業広 告掲載

財源確保の一環として、平
成18年度から町ホームページ
に企業広告を掲載し、広告料
を徴収します。年間約10万円
の収入が見込まれます。



開かれた町政を 「情報公開制度」

この制度は、町民の町政に
関する公文書の公開を請求す
る権利を明らかにするととも
に、公文書の公開について必
要な事項を定めることによ
り、町政に対する町民の理解
と信頼を深め、開かれた町政
を一層推進することを目的と
しています。

町では、保有する公文書を
町民の皆さんに公開し、公正
で開かれた町政を行うため、
情報公開制度を推進していま
す。

昨年度は社会福祉施設等整
備計画に関する意見書、法
定・法定外公共物調査等譲与
申請(2件)、下御糸小学校
地質調査、開発申請書、開発
排水計画、町雨水排水計画、
農地転用申請書など8件の請
求がありました。一部を除
き公開しました。なお、簡易
な問い合わせなどについて
は、情報提供の形でその都度
お答えしました。

詳しくは、総務課文書秘書
係(TEL 527111)へ。



町民バスに乗ってみませんか！

ひと・まち・ふれあい企画

「子育てわくわく塾」

子育てサポートリーダー養成講座を開催

明和町家庭教育推進協議会では、次のとおり「子育てわくわく塾」(子育てサポートリーダー養成講座)を開催します。

昨年に引き続き明和町ファミリー・サポート・センターの援助会員育成のための講座と共同で行います。全8回受講された人は、同センターの援助会員に登録できます。少し空いた時間で子育て支援活動をしてみたいと思われる人、子育てについて学びたい人など、どなたでも参加できます。皆さんの参加をお待ちしています。

【第1回】
「昔と今、子どもの体どう違う?」
増加するメディア接触時間と運動との関係を中心に

とき 6月18日(日) 午前9時30分～正午(開講式・オ

リエンテーション 9時30分～10時)

ところ 中央公民館2階視聴覚室
講師 小児科医 うめもと ことモクリニツク梅本正和さん

【第2回】
子どもの遊びの大切さ

とき 6月27日(火) 午前10時～正午
ところ 中央公民館2階視聴覚室
講師 子育て教室講師 西村喜久代さん

【第3回】
「ニュージージョーランドのプレイセンターに学ぶ自立支援」
子育てを大人の自己責任として

とき 6月29日(木) 午前10時～正午

ところ 中央公民館2階視聴覚室
講師 NPO法人体験ひろば ことモスペース四日市水谷孝子さん

【第4回】
家庭における小児疾患・けがの対応(応急手当)

とき 6月30日(金) 午前9時～正午
ところ 保健福祉センター2階和室
講師 日本赤十字三重県支部看護師 富内直美さん

【第5回】
子どもの食事と健康
子どもの体からSOSが…

とき 7月5日(水) 午前10時～正午
ところ 中央公民館2階視聴

聴覚室
講師 岐阜聖徳学園大学教育学部助教授 駒田聡子さん

【第6回】
子育て・親育ち
次世代に伝えられること

とき 7月10日(金) 午前10時～正午
ところ 中央公民館2階中会議室
講師 NPO法人みえ親子・人間関係研究所 代表 河合卓子さん

【第7回】
子育て中の方へ
心のケアのために

とき 7月19日(水) 午前10時～正午
ところ 中央公民館2階中会議室
講師 NPO法人みえ親子・人間関係研究所 代表 河合卓子さん

【第8回】
みんな笑顔で子育てを
地域の子育て支援(実践報告・ワークショップ)

とき 7月20日(木) 午前9時30分～正午(開講式 午前11時30分)

【共通】

参加費 無料(参加申込者で小さい子どもがいる人は、託児ボランティアによる託児を行います。託児料 1回1人300円)
申し込み 6月14日(水)までに教育委員会生涯学習課 (TEL 52・7124・ファクス 52・7133・Eメール syougai@town.naiwai.ni.jp)へ。参加者氏名・住所・電話番号を、また、託児を希望される場合は、子どもの氏名・年齢をお知らせください
そのほか 全8回参加のほか、個別の参加も可能。5回以上参加した人には、修了証書を授与します
詳しくは、同課へ。





「おはなし小槌」
に文部科学大臣
表彰

ふるさと会館で子どもたちへの読み聞かせを続けている「おはなし小槌（富内美乃留さん代表）」の皆さんが、子どもの読書活動優秀実践団体として文部科学大臣から表彰されました。

県立図書館主催のボランティア養成講座をきっかけに、平成3年の町図書館設立当初から活動。同館での読み聞かせのほか、幼稚園、小学校や地域での催事で紙芝居の上演も行っています。

現在の会員は10人。「子どもたちの生き生きとした表情を見るのが楽しみで活動が続いてきた」と富内さんが話していました。



上田清さん（有爾中）
に文部科学大臣
から感謝状

地域社会の教育力の再生を図ることを目的に、年間240回以上の子どもの居場所づくりを実施し、全国のモデル事業として推奨に値する団体活動者、指導者として、上田 清さんに文部科学大臣から感謝状が贈られました。

上田さんは平成17年度、子どもの居場所として修正チャレンジ教室を247回開催。

今回の被表彰者は全国で28団体と個人が22人、三重県からは上田さんが対象となりました。

学校（幼稚園）
支援ボランティアを募集

教育委員会では、今年度も町内幼稚園・小・中学校の教育活動に地域の教育力を生かすため、保護者や地域の人に学校支援（お手伝い）をしていただけるボランティア登録会員を、次のとおり募集します。

ボランティアの種類（例）

環境整備支援、学校図書
の貸し出しなどの業務および整理、教材・教員の作成など、校舎の補修、草刈り、植木の剪定（せんでい）など、教育活動支援、教科指導の補助など、行事やクラブ活動の指導など
活動期間 原則として1年間（毎年度募集）1回2時間程度
応募資格 町内または、近隣市町村在住者
募集期間 随時募集
応募方法 町内幼稚園、小・中学校、教育委員会へ申し込んでください（電

話・ファクスも可。また、

教育委員会ホームページ

(<http://www.town.meiw>

<http://www.town.meiw>)

「にぎわいづくり（人）登録」
の登録者を募集

教育委員会生涯学習課では、人々が交流しにぎわいのあるまちづくりをすすめるために、「にぎわいづくり（人）登録」に登録していただけるボランティア人材を募集しています。町民の学習や社会参加活動に役立てるために地域の皆さんの知識・技能・技術などさまざまな分野からの「応募をお待ちしています。」

募集内容 知識分野、政治・経済・自然・科学・教育・芸術・生活・ボランティア・住民活動など

からメールでも申し込み可
そのほか、申し込んでいた
だいた人は、「学校支援ボ
ランティア」としてに登録
され、ボランティア活動保
険に加入

詳しくは、教育委員会学校
教育課（TEL 52・7123・フ
ァクス 52・7133）へ。

能・技術分野、工作（木・
竹・金属・電気）・裁縫・
パソコン・マジック・修
繕・剪定・植栽・栽培・加
工・組み立てなど
応募資格 年齢・性別、町
内外を問いません
募集期間 6月末日
応募方法 各戸に配布した
申込用紙または、生涯学習
課備え付けの用紙で申し込
んでください（電話・ファ
クスも可）
詳しくは、教育委員会生涯
学習課（TEL 52・7124・フ
ァクス 52・7133）へ。



町民バスに乗ってみませんか！

町民税の課税方法などが 変わりました

地方税法の改正により、町民税の課税方法などが一部変わりました。主な改正は次のとおりで、これらは平成18年度以後の住民税から適用されます。

定率による税額控除 (定率減税)の縮減

住民税所得割額から税額控除される定率減税が、税額の15パーセント(最高4万円を限度)から、税額の7・5パーセント(最高2万円を限度)に引き下げられました。
なお、平成19年度からは廃止となります。

住民税均等割(生計 同一の妻)の非課税 措置の廃止

住民税均等割の納税義務がある夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所がある妻に対する非課税措置が廃止されました。このため、平成17年度は経過措置として2分の1が課税されていましたが、平成18年度は全額が課税されます。

均等割は所得金額が一定金額(例 扶養がいない場合で給与収入93万円)を超える人に課税されます。

老年者控除の廃止

老年者控除とは、前年の12月31日現在で65歳に達している、かつ、合計所得が100万円以下の人に適用されていた48万円の人的控除でしたが、平成17年度をもって廃止されました。

65歳以上の人に対する 非課税措置の廃止

これまで、1月1日現在で65歳に達していて、かつ、前年の合計所得が125万円以下の人については住民税が非課税となっていました。この非課税措置が廃止されました。これにより、これまで住

民税が課税されていなかった人について、新たに課税となる場合があります。なお、平成17年1月1日現在で65歳に達していて、かつ、前年の合計所得が125万円以下の人については、2年間の経過措置があります。

経過措置(表1)

65歳以上の人に対する 公的年金等控除額 の見直し

公的年金のうち、年齢65歳以上の人の控除額の計算方法が変わります。

控除額の計算方法

平成17年度まで

公的年金収入金額	割合	控除額
2,599,999円まで	100%	1,400,000円
2,600,000円～4,599,999円	75%	750,000円
4,600,000円～8,199,999円	85%	1,210,000円
8,200,000円以上	95%	2,030,000円

平成18年度から

公的年金収入金額	割合	控除額
3,299,999円まで	100%	1,200,000円
3,300,000円～4,599,999円	75%	375,000円
4,600,000円～7,699,999円	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円

昭和16年1月1日以前に生まれた人の公的年金など所得の計算方法

公的年金等収入が2,400,000円の場合
 $2,400,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 1,200,000円$ (公的年金等所得)

町民税の課税についてのお問い合わせは、税務課 税第一係 (TEL 527-113)

表1

年度	所得割	均等割
平成18年度	本来の税額の1/3で課税	1,300円
平成19年度	本来の税額の2/3で課税	2,600円
平成20年度	本来の税額で課税(全額課税)	4,000円

町内の交通事故発生状況(平成18年5月15日現在)

	4月16日～5月15日	今年1月からの累計	昨年同時期の比較
交通事故総件数	62件	256件	-33件
人身事故件数	15件	53件	-13件
軽症者数	16人	64人	-36人
重傷者数	1人	3人	-2人
死者数	0人	1人	-1人
物損事故件数	47件	203件	-20件

～行けるカモ わたれるカモが 命とり～

町内の刑法犯認知件数(平成18年4月1日～31日)

手口	件数(先月比)	手口	件数(先月比)	手口	件数(昨年比)
空き巣狙い	1(-1)	路上強盗	0(±0)	自販機荒らし	4(+3)
忍び込み	1(±0)	自動車盗み	0(-3)	万引き	3(-9)
ひったくり	0(-1)	オートバイ盗み	0(-1)	知能犯	2(-4)
車上狙い	1(-4)	自転車盗み	1(-3)	その他	2(-23)
強制わいせつ	0(±0)	部品盗み	0(-2)	合計	15(-31)

「自販機荒らし」に要注意!

お知らせ コーナー

7月1日に 大淀海岸浜開き

明和町観光協会（下井清史会長）は、白砂青松の地、自然豊かな大淀海岸で浜開きを、次のとおり行う予定です。

とき 7月1日(土) 午前9時30分～

ところ 大淀海岸海水浴場・キャンプ場

内容 安全祈願祭の後、宝探しやもちまきなどを行います

詳しくは、明和町観光協会（TEL52-0055）へ。

大淀祇園祭で花火を 上げてみませんか

今年の大淀の祇園祭は7月29日(土)（雨天の場合は7月30日(日)）に実施されます。大淀祭典委員会では、3年前から一般の皆さんの打ち上げ花火を募集しています。花火好きの皆さんや、入学・就職・ご結婚・初孫誕生・金婚・銀婚祝いなどの記念のプレゼントに、花火を上げてみませんか。

申込期間 6月1日(木)～20日(火)

申し込み・お問い合わせは明和町観光協会（TEL52-0055）・大淀祭典委員会委員長 中川敏隆さん（TEL55-2472）へ。

「フィルムカメラと8ミリ映画機材展」を開催

ふるさと会館では、長谷川龍志さん（有爾中）の「フィルムカメラ」

と上野 進さん（大台町）の「8ミリ映画機材」の2人展を開催します。懐かしいフィルム映像の時代を旅してみませんか。

とき 6月20日(火)～7月8日(土)

ところ 同館2階展示コーナー

詳しくは、ふるさと会館（TEL52-7131）へ。

今年の斎王まつりは 6月3・4日に開催

とき 6月3日(土)・4日(日)

ところ 斎宮歴史博物館周辺ほか
詳しくは、広報めいわ5月号8ページをお読みください。

総合体育館で 人命救助講習会を開催

体育館にもAED自動体外式除細動器が設置されました。スポーツを楽しまれる皆さん、1度講習を受けてみませんか。

とき 6月10日(土) 午後7時～10時

ところ 総合体育館ロビー

講師 松阪広域消防組合明和消防署職員

詳しくは、明和消防署（TEL52-5600）へ。

ふるさと会館が ギャラリーをオープン

ふるさと会館では、皆さんの自慢のコレクションや制作した作品、または地域の伝統的な資料などを展示してもらうための場所として、同館

納税は忘れず！
今月は下記のとおりです

町県民税・1期
固定資産税・x
軽自動車税・x
国民健康保険税・3期
介護保険料・3期

2階の展示コーナーを無料開放しました。どうぞ利用してください。

詳しくは、ふるさと会館（TEL52-7131）へ。

狩猟免許取得予備講習 会受講者を募集

あなたも狩猟をしてみませんか。

とき 7月2日(日) 午前9時10分～

ところ 三重県総合文化センター内 文化会館大会議室

受講料 初心者＝15,000円▷経験者（会員）＝7,000円

対象者 20歳以上の人

締め切り 6月23日(金)

申し込み・詳しくは、(社)三重県猟友会（津市桜橋1丁目林業会館内・TEL059-228-0923・ファクス059-228-0988）または(社)三重県猟友会明和町支部（明和町大字馬之上945番地 明和町役場産業課内・TEL52-7118・ファクス52-7136）へ。

海洋環境保全推進週間 （6月5日～11日）

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに各種海洋環境保全思想普及活動を実施しています。「青い海」は次世代を担う子どもたちへのかけがいのない財産です。青い海を守るため海を汚さないように気をつけましょう。



うみまる&うみみん

紹介します

明和ボンバースドッジボールクラブ



僕らのクラブは、4年前に町主催の「ドッジボール教室」から発足したクラブで、現在部員は19人です。今年の1月に開催された「全国小学生ドッジボール選手権三重県大会」で4年目の挑戦で初めてベスト8に入り、中部大会に出場しました。

毎週木曜日と第1・3火曜日の午後7時～9時には下御糸小学校で、毎週土曜日の午前9時～正午には担い手センターで練習をしています。

小学生なら男女は問いません。ドッジの好きな人、やってみたい人、僕たちと練習しませんか。見学に来てください。待っています。

最大震度別地震回数(平成18年4月11日～5月10日)

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
全国	93	38	18	4	1	0	0	0	0	154
明和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

役場に設置の計測震度計による。

メンテナンス

今年も例年どおり田植えをした。天候に恵まれ順調に進んだ。また、今回は田植え経験のない知人たちが田んぼに入り、1畧ほどの面積をさし苗体験もし、楽しそうに田んぼの中ではしゃいでいた。作業のあと、あぜ道で弁当を広げ「わいわいがやがや」。わたしは上げ膳据え膳で昼食をいただき、苗箱もきれいにしてもらい、おかげさまで楽しく修了。

長い間使い続けた自分のデジカメ、型は古いがお気に入り。先日どこかにぶつけて起動不能に。もはやと思いきや修理に挑戦。分解してみたものの、もはや復旧不可能。デジカメ君ゴメンナサイ、勉強になりました。5年間ご苦労さま、いろんな思い出をありがとう。で、人間あきらめが肝心、新たな気持ちで、たまたま後継機を検討中。何かと物入りだ。

①

今月のお話会・ふるさと会館

ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを、おはなし小槌の皆さんが次のとおり行います。
 とき・内容 6月25日(日) 午後2時～ = 絵本「みんなみんなみ～つけた」、紙芝居「おじいちゃんはとのさま」ほか
 ところ ふるさと会館2階ロビー

【今月の休館日】
 6月5日(月)～16日(金)は特別館内整理(蔵書点検)のため休館させていただきます。19日(月)・26日(月)・30日(金)は従来の休館日です。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。
 詳しくは、ふるさと会館(TEL52-7131)へ。

今月の心配ごと相談・保健福祉センター

5日(月)行政・心配ごと相談(午前9時30分～正午)
 19日(月)心配ごと相談(午後1時30分～4時)

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

草木染め教室

あい
 - 藍の生葉で染めましょう -

藍の生葉を使って、絹のハンカチやコースターなどを色鮮やかな水色に染めましょう。夏の太陽の下で、皆さんが藍の葉を摘み取り、染色までの行程を体験してみませんか。

とき 7月29日(土) 午前10時～正午(8月5日にも同様に実施します)
 定員 20人
 参加費 600円～
 詳しくは、いつきのみや歴史体験館(TEL52-3890)へ。

一人で悩んでいませんか?

「しつけ?それとも虐待?」

【相談窓口】
 明和町保健福祉センターTEL52-7127
 中勢児童相談所TEL059-231-5666
 DV(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪です!

【相談窓口】
 配偶者暴力相談支援センターTEL059-231-5600
 警察安全相談電話TEL059-224-9110・9110
 松阪警察署TEL0598-53-0110
 松阪保健福祉部TEL0598-50-0520

お気軽に、まずはお電話してください。